

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

米沢市は母子保健の実施等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する

特記事項

評価実施機関名

米沢市長

公表日

令和7年7月3日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	母子保健法に基づき、妊娠婦・乳幼児を対象に健康診査や助言・指導を実施し、安心して妊娠・出産、健やかな子育てができるよう支援する。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 (1)妊娠婦への、助言・指導、母子健康手帳の交付、妊婦健康診査受診票交付 (2)4か月児・1歳8か月児・3歳児健診や7か月児健康教室の実施、その結果等の管理 (3)乳幼児への訪問等による助言・指導
③システムの名称	(1)健康情報管理システム (2)団体内統合利用番号連携サーバ (3)中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) ・第9条第1項 ・別表の70の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95の項 (情報収集の根拠)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部こども家庭課
②所属長の役職名	こども家庭課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号992-8501 米沢市金池5丁目2番25号 米沢市役所 総務部総務課 行政担当 電話番号0238-22-5111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号992-0059 米沢市西大通1丁目5番60号 健康福祉部こども家庭課 母子保健担当 電話番号0238-27-7550
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------	---------------------	---

判断の根拠

特定個人情報の取扱いに関しては、複数人で確認を行うようにしておられ、人為的ミスが発生するリスクへの対応は十分であると考えられる。

9. 監査

実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検	[<input checked="" type="radio"/>] 内部監査	[] 外部監査
-------	---	---	---------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[] 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	-------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[] 十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報保護管理者、特定個人情報事務取扱担当者(会計年度任用職員等を含む)、特定個人情報システム管理者は毎年度研修を受講している。各研修においては受講確認を行っている。個人情報の保護の重要性については定期的に周知している。これらの対策を講じていることから、従事者に対する教育・啓発は十分であると考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月24日	I . 4. ②法令上の根拠	<p>(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第19条第7号 (情報提供の根拠) 別表第二の26、56の2、87の項 (情報照会の根拠) 別表第二の70の項</p> <p>(2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 第19条、第30条、第44条 (情報照会の根拠) 第39条</p>	<p>(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第19条第7号 (情報提供の根拠) 別表第二の56の2</p> <p>(2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 第30条第8号</p>	事後	
令和1年6月24日	I . 5. ②所属長の役職名	健康課長 高橋 修	健康課長	事後	
令和1年6月24日	VIIリスク対策		様式変更による記載	事後	
令和2年3月19日	I . 1. ②事務の概要	<p>母子保健法に基づき、妊娠婦・乳幼児を対象に健康診査を実施し、安心して妊娠・出産、健やかな子育てができるように支援する。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>(1)妊娠婦への、助言・指導、母子健康手帳の交付、妊婦健康診査受診票交付 (2)4か月児・1歳8か月児・3歳児健診や7か月児健康教室の実施、その結果等の管理</p>	<p>母子保健法に基づき、妊娠婦・乳幼児を対象に健康診査や助言・指導を実施し、安心して妊娠・出産、健やかな子育てができるように支援する。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>(1)妊娠婦への、助言・指導、母子健康手帳の交付、妊婦健康診査受診票交付 (2)4か月児・1歳8か月児・3歳児健診や7か月児健康教室の実施、その結果等の管理 (3)乳幼児への訪問等による助言・指導</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月19日	I . 4. ②法令上の根拠	<p>(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第19条第7号 (情報提供の根拠) 別表第二の56の2</p> <p>(2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 第30条第8号</p>	<p>(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第19条第7号 (情報提供の根拠) 別表第二の56の2 別表第二の69の2 (情報照会の根拠) 別表第二の69の2</p> <p>(2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 第30条第8号 第38条の3第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号 (情報照会の根拠) 第38条の3第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号</p>	事前	
令和3年12月24日	I . 4. ②法令上の根拠	<p>(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第19条第7号 (情報提供の根拠) 別表第二の16の2、16の3の項 (情報照会の根拠) 別表第二の16の2、17、18、19の項</p>	<p>(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第19条第8号 (情報提供の根拠) 別表第二の16の2、16の3の項 (情報照会の根拠) 別表第二の16の2、17、18、19の項</p>		
令和3年12月24日	I . 4. ②法令上の根拠	<p>(2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 第30条第8号 第38条の3第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号 (情報照会の根拠) 第38条の3第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号</p>	<p>(2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 第30条第1号、第2号、第3号 第38条の3第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号 (情報照会の根拠) 第38条の3第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号</p>		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月28日	I . 1. ③システムの名称	(1)健康情報管理システム (2)団体内統合利用番号連携サーバ (3)中間サーバ	(1)健康情報管理システム (2)団体内統合利用番号連携サーバ (3)中間サーバ (4)サービス検索・電子申請機能	事後	
令和6年9月20日	I . 3. 法令上の根拠	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第9条第1項 ・別表第一の49の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・第40条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) ・第9条第1項 ・別表の70の項	事後	
令和6年9月20日	I . 4. ②法令上の根拠	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第19条第8号 (情報提供の根拠) 別表第二の56の2、69の2の項 (情報照会の根拠) 別表第二の69の2の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 第30条第1号、第2号、第3号 第38条の3第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号 (情報照会の根拠) 第38条の3第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95の項	事後	
令和6年9月20日	I . 5. ①評価実施期間における担当部署	健康福祉部健康課	健康福祉部こども家庭課	事後	
令和6年9月20日	I . 5. ②所属長の役職名	健康課長	こども家庭課長	事後	
令和6年9月20日	I . 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ・連絡先	郵便番号992-0059 米沢市西大通1丁目5番60号 健康福祉部健康課 健康企画担当 電話番号 0238-24-8181	郵便番号992-0059 米沢市西大通1丁目5番60号 健康福祉部こども家庭課 母子保健担当 電話番号 0238-27-7550	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月20日	II. しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年9月20日	II. しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和7年7月3日	IV.8 人手を介在させる作業		人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か [十分である] 判断の根拠 特定個人情報の取り扱いに関しては、複数人で確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対応は十分であると考えられる。	事前	新様式による追加
令和7年7月3日	IV.11 最も優先度が高いと考えられる対策		最も優先度が高いと考えられる対策 [9)従業員に対する教育・啓発] 当該対策は十分か【再掲】 [十分である] 判断の根拠 特定個人情報保護管理者、特定個人情報事務取扱担当者(会計年度任用職員等を含む)、特定個人情報システム管理者は毎年度研修を受講している。各研修においては受講確認を行っている。個人情報の保護の重要性については定期的に周知している。これらの対策を講じていることから、従事者に対する教育・啓発は十分であると考えられる。	事前	新様式による追加